

○ 新旧対照条文（60頁～62頁）の正誤

誤	改正案	現行
<p>第三十一条の十一 一～三 〔略〕 〔略〕 〔略〕 第三十一条の十六 一～四 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕</p>	<p>改正案</p>	<p>第三十一条の十一 一～三 〔略〕 〔略〕 〔略〕 四 第十条第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反してけん銃等又は猟銃を発射した者 〔略〕 第三十一条の十六 一～四 〔略〕 〔略〕 五 第十条第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して銃砲を発射した者 〔略〕 六 〔略〕</p>

正	改正案	現行
<p>第三十一条の十一 一～三 〔略〕 〔略〕 〔略〕 第三十一条の十六 一～四 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕</p>	<p>改正案</p>	<p>第三十一条の十一 一～三 〔略〕 〔略〕 〔略〕 四 第十条第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反してけん銃等又は猟銃を発射した者 〔略〕 第三十一条の十六 一～四 〔略〕 〔略〕 五 第十条第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して銃砲を発射した者 〔略〕 六 〔略〕</p>

○ 参照条文（9頁）の正誤

〔誤〕 第二章 銃砲又は刀剣類の所持の許可

〔正〕 第二章 銃砲又は刀剣類の所持の許可